



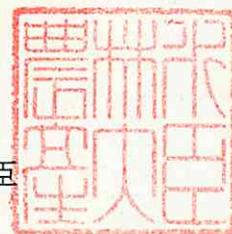
開示請求書受付番号 22062

22消安第6324号  
平成22年10月28日

## 行政文書不開示決定通知書

野中 公彦 様

農林水産大臣



平成22年9月27日付け（9月28日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことを決定しましたので通知します。

### 記

- 1 不開示決定した行政文書の名称  
家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会 第10回から第15回までの議事録（宮崎県における口蹄疫発生に関する審議）を非公開とする意思決定に関する文書
- 2 不開示とした理由  
請求のあった第10回から第15回までの当該委員会の議事録を非公開とする意思決定に関する文書については、作成しておらず、不存在のため不開示とした。

\*この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

### 担当課等

消費・安全局動物衛生課防疫企画係 井川 真一

住所：東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-3502-8111 内線4581

四 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定）

（総則）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 会議は、会長が招集する。

（議事）

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

（議事録）

第四条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

（臨時委員）

第五条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。  
（専門委員）

第六条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第七条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第八条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第九条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によつて構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第十条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この議事規則は、平成十九年七月十二日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第二条 食料・農業・農村政策審議会議事規則(平成十三年三月二十一日食料・農業・農村政策審議会決定)は廃止する。